

広島市請負工事成績評定要領実施細目

(平成20年4月1日制定・令和7年9月30日最終改正)

(目的)

第1 この実施細目は、広島市請負工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)第10条に基づき、広島市の請負工事成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、評定要領の適正な運用を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定要領第2条に規定する評定の対象のうち、都市整備局長が必要でないと認めるものは、次に定める工事とする。

- (1) 道路維持修繕工事等の単価契約工事
- (2) 引き渡しを受ける目的物が無い工事(崩土等の撤去工事、下水管等の浚渫工事、旧橋撤去工事、仮設工のみの工事、被災した建築物の撤去工事)
- (3) 災害時等に緊急工事(特命随意契約に限る。)により行った工事
- (4) 契約解除した工事

(評定の方法)

第3

- (1) 評定は、工事検査成績評定書(様式-1)により行うものとする。
- (2) 評定に当たっては、記入方法及び留意事項(別紙-4)及び施工プロセスチェックリスト(別紙-5)を考慮し、工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(別紙-1~3)により採点するものとする。
- (3) 工事における創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 法令遵守等に関しては、指名停止等の措置があった場合、総合評価落札方式による技術資料の内容等について履行の確認ができなかった場合及び入札参加条件(市内本店業者への下請発注義務)を遵守できなかった場合は、措置内容等に応じ採点するものとする。

なお、指名停止等の措置が複数あった場合の採点は、別紙のとおりとする。

(評価表等の提出)

第4

- (1) 検査担当課が都市整備局技術管理課（以下「技術管理課」という。）の場合、検査員は、工事成績評価書及び工事の技術的難易度評価表（以下「評価表等」という。）とともに、工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表及び施工プロセスチェックリスト（以下「運用表等」という。）を、土木工事にあつては技術管理課長に、建築工事又は設備工事にあつては技術管理課建築管理担当課長（以下「建築管理担当課長」という。）に遅滞なく提出するものとする。
- (2) 検査担当課が技術管理課以外の場合、検査員は、評価表等及び運用表等を、工事の検査を担当する課長又はこれに相当する職位にある者（以下「検査担当課長」という。）に提出するものとする。その後、検査担当課長は、土木工事にあつては技術管理課長に、建築工事又は設備工事にあつては建築管理担当課長に遅滞なく提出するものとする。

(評価結果の取りまとめ)

- 第5 技術管理課長又は建築管理担当課長は、評価表等及び運用表等の提出があつたときは、遅滞なく、工事成績総括評価書（様式－2）及び項目別評定点（別記様式第1号の2）（以下「総括評価書等」という。）を作成するものとする。

(工事担当課への評価結果の通知)

- 第6 技術管理課長又は建築管理担当課長は工事担当課長に総括評価書等を通知するものとする。

(評価結果の通知)

- 第7 評定要領第7条に規定する評価結果の通知については、工事担当課長が工事成績評価通知書（別記様式第1号）及び項目別評定点により、当該工事の受注者へ遅滞なく行うものとする。

(評価の修正)

- 第8 評価者は、当該評価を修正する必要があると認められる事由が生じた場合は、当該評価を修正するものとし、第3から第7までの規定を準用するものとする。

(説明請求の提出等)

- 第9 評定要領第8条第1項に規定する書面の提出先は、工事担当課長とする。
- 2 工事担当課長は、前項の規定により書面の提出を受けたときは、土木工事にあつては技術管理課長に、建築工事及び設備工事にあつては建築管理担当課長に速やかに報告するものとする。

(説明請求に対する回答)

第10 評定要領第8条第2項に規定する回答は、工事成績評定に係る説明書(別記様式第2号)により、工事担当課長が行うものとする。

2 工事担当課長は、前項の回答を行う場合において、広島市請負工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(評定結果の公表)

第11 評定要領第9条に規定する公表については、技術管理課長及び建築管理担当課長が行うものとし、受注者に通知した工事成績評定通知書の写しを技術管理課において、閲覧に供することによるものとする。

2 公表の期間は、公表した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

この細目は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和7年10月1日から施行する。

指名停止等の措置が複数あった場合の採点方法について

複数の指名停止等の措置があった場合の採点方法は、次のとおりとする。

(1) 1件の工事における1つの事故等に対して、複数の措置がなされた場合の採点方法

⇒ 最も厳しい処分に対応する点数を、工事成績評定点から減ずる。

【例】〇〇〇工事

- ・ 一つの事故に対して、公衆災害事故に関して → 文書注意（－8点）
 - ・ 〃 、事故報告の遅延（契約違反） → 指名停止1ヶ月（－13点）
- ⇒ 13点の減点

(2) 1件の工事において、複数の事故等が発生し、それぞれの事故等毎に措置がなされた場合の採点方法

⇒ ① 2回目の措置がなされた場合

・ 重複措置の内容に応じ、下表により採点し、工事成績点から減ずる。

		事故等 ^{注2}	口頭注意	文書注意	指名停止			
					0.5～1ヶ月	1～2ヶ月	2～3ヶ月	3ヶ月以上
		(-3)	(-5)	(-8)	(-10)	(-13)	(-15)	(-20)
事故等 ^{注2}	(-3)	-5	-5	-8	-13	-16	-18	-23
口頭注意	(-5)		-8	-8	-15	-18	-20	-25
文書注意	(-8)			-10	-18	-21	-23	-28
0.5～1ヶ月	(-10)				-20	-23	-25	-30
1～2ヶ月	(-13)					-26	-28	-33
2～3ヶ月	(-15)						-30	-35
3ヶ月以上	(-20)							-40

注1. () 内の数値は考査項目別運用表の減点数値

注2. 事故等とは、工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の措置がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）

② 3回目以降の措置がなされた場合

・ 上表中の数値に当該措置分の減点数値を加算する。

③ その他

- ・ 累積値の上限は設けない。
- ・ 複数の要件を加算して処分期間が定められた場合でも、最終的に公表された処分期間に応じた減点を行う。

【例】△△△工事

- ・ 一つの事故（公衆災害事故）に関して → 文書注意（－8点）
 - ・ 他の事故（労働災害）に関して → 指名停止3か月（※）（－20点）
- （※内訳：災害事故→2ヶ月、事故報告の遅延→1ヶ月）
- ⇒ 28点（8点＋20点）の減点